

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

(地域の概要)

当市は、平成18年1月1日に「平賀町」「尾上町」「碓ヶ関村」が合併して誕生した青森県内10番目の市である。

青森県津軽地域の南に位置し、冷涼な気候で自然災害も少なく、安定した地盤を持ち、廉価で広大な土地を有し、豊富な工業用水もある。更には、車で30分程度の範囲内に大学や高校が10校以上あり、良質な労働力の確保が容易な地域である。

津軽の中心「弘前市」を中心とした弘前広域都市計画に属し、高速道路をはじめとした陸路の高速交通体系が整備されている。また、青森空港へのアクセスで東京、大阪、名古屋、札幌に直結している。

(地域の人口構造)

市内の人口は、令和2年には30,567人となり、合併後の平成22年と比較すると3,197人(9.5%減)減少している。国立社会保障・人口問題研究所によると、令和7年の人口は28,258人と推定され、今後、更なる人口減少による労働力不足や地域経済の縮小が懸念される。

(産業構造及び中小企業者の実態等)

旧平賀町には松崎工業団地、旧尾上町には尾上農工団地が存在する。多くの企業が立地操業から20～30年を経過しており、老朽化した設備の更新時期を迎えている。また、市内には中小企業が多く、原材料の高騰や国内外での価格競争の激化などにより、厳しい経営状況が続いており、倒産等により数が徐々に減少している。

産業別就業人口で見ると、令和2年においては、第1次産業3,729人(23.3%)、第2次産業3,578人(22.3%)、第3次産業8,728人(54.4%)となっている。令和7年の就業人口は、第1次産業2,863人(22.3%)、第2次産業2,285人(17.8%)、第3次産業7,690人(59.9%)と予想され、今後も第1次産業の就業者数の減少が続くと推定される。

さらに、令和5年3月の青森県内の有効求人倍率は1.19倍と人手不足の状態にあり、将来的に企業活動が不能になることが懸念されることから、設備投資等により企業の労働生産性の向上が求められる。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済が持続・成長していくことを目指す。

そこで、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目指す。

2 先端設備等の種類

市内に立地する企業の約半数は製造業であり、多くの雇用を生み出すことから、市にとって重要な産業である。製造業の中でも最も多い企業は、電気機器や電子部品製造業であり、半数を占めている。次に多い企業は、食品製造業であり3割を占めている。食品製造業者の半数は、りんご等の地元の特産品を利用した付加価値の高い食品を製造しており、地元農産物の消費拡大、地域の物産振興に大きな役割を果たしている。

また、近年、木質バイオマス発電所が稼働し、発電所から排出される熱や温水を利用した植物工場など新エネルギー産業による雇用創出がなされ、地元経済に大きく貢献している。

これらの多様な産業の多様な設備投資を支援する必要があることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

市内企業の約半数が平成3年から平成7年にかけて造成した2つの工業団地に立地し、それ以外の企業は市内全域に点在している。いずれの企業も地元雇用に大きく貢献しており、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象となる区域は市内全域とする。

(主な企業の立地場所)

- ①平賀地域：松崎工業団地8社、その他の平賀地区全域12社
- ②尾上地域：尾上農工団地13社、その他の尾上地区全域6社
- ③碓ヶ関地域：1社

(2) 対象業種・事業

事業者による新商品開発や新分野新事業への進出、エネルギー関連をはじめとした

成長分野などの新しい産業も促進する必要があることから、対象を全ての業種とする。

また、生産性向上に向けた取組は、機械装置の更新や増設、測定工具や検査工具の導入、ソフトウェアの更新等、多様であるため、労働生産性が年率3%以上向上することに資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

(主な企業の種類)

①製造業20社(うち電気機械・部品等8、食料品6、衣料2、紙1、薬品1、コンクリート1、木材チップ1) ②卸売業8社③リース業2社④運送業2社⑤ゴルフ場2社⑥その他6社

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月6日から令和7年7月5日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・ 市町村税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。